

令和3年度

つくば Society 5.0

社会実装トライアル支援事業

実施要項



つくば市

1 事業の目的

本事業は、民間の創意工夫を生かした「Society 5.0」の実現に向けた実証実験（以下「トライアル」という。）を公募し、優れたトライアルを支援するものである。

当該トライアルの核となる革新的な技術やアイデア（以下「コア技術等」という。）の実用化を推進することにより、新たなビジネスモデルの開拓を加速させる。さらに、本市の課題解決、ひいては市民生活の向上及び地域経済の活性化、そして先進的な取組に挑戦するまちとしてのプレゼンス確立に資することを目的とする。

※ 「Society 5.0」

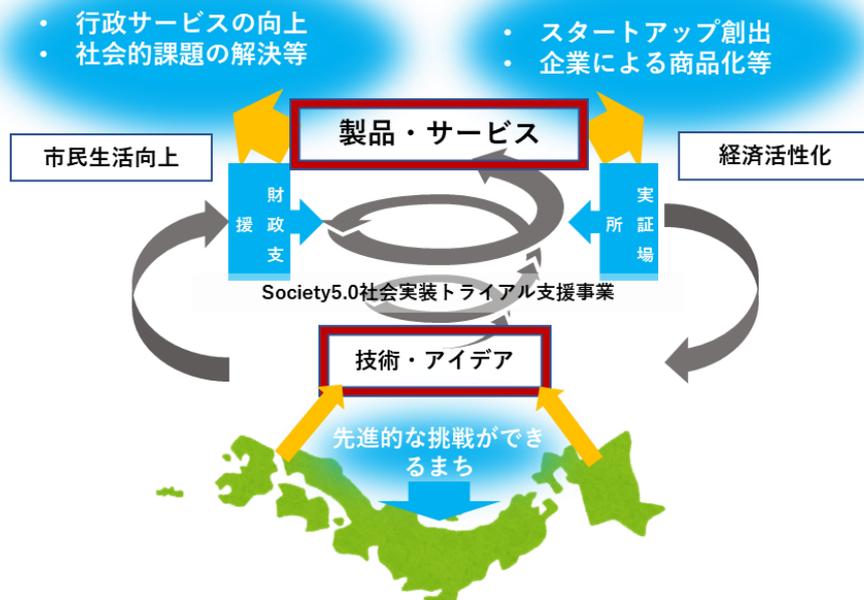
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（出典：内閣府）

※ Society5.0 が実現を目指す社会とは

直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会（出典：科学技術・イノベーション基本計画）

※ コア技術等

トライアルのコア技術等については、サイバーセキュリティ、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ解析、人工知能、ネットワーク、コンピューティング、ロボティクス、センシング、VR 等に関する技術が想定される。



2 企画提案の公募内容

公募の内容は、以下のとおりとする。

(1) 企画提案部門

企画提案の内容は、「Society5.0」という未来社会の実現を目指し、本市の地域課題解決につながることを想定した先端技術・アイデア等の市内でのトライアルに関するものとする。なお、市がテーマと課題を設定する「課題設定部門」と、提案者が市の課題解決のためのテーマを設定する「フリー部門」及び「VR部門」で公募する。

なお、一次審査においては「課題設定部門」の提案を優先する。詳細については、後述の「4 企画提案の選考」を参照のこと。

①課題設定部門

●テーマ：“Society5.0 × SDGs” 環境・脱炭素テクノロジーで持続可能な社会へ

●課題

番号	SDG s 目標(Goal)	課題	本市の問題意識
1	11 住み続けられるまちづくりを	移動しやすい街をつくる（車に頼らずに暮らせる環境、新たな移動手段・方法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車交通への高い依存 ・ 運輸部門のCO2排出量削減（本市における部門別排出量最多） ・ 交通混雑の緩和
2	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	インフラ維持管理を効率化・高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、上下水道、建築物その他の公共インフラの一斉老朽化 ・ 不具合箇所の原因究明が困難（建造物は透視困難。限られた点検口から1つ1つ探査） ・ 優先度、範囲を決め、効率的に修繕するための改修計画の立案 ・ メンテナンス費の平準化 ・ 調査分析の自動化（劣化度合、優先度）

番号	SDG s 目標 (Goal)	課題	本市の問題意識
3	8 働きがいも経済成長も 12 つくる責任 つかう責任	ごみ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別 ・ プラスチック削減 ・ リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の推進 ・ 食品ロス削減
4	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	ゼロカーボンを目指す エネルギー利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーの有効利用（省エネ対策の促進、エネルギーの地産地消、エネルギーマネジメント等） ・ 再生可能エネルギー等の普及（事業者や市民による建築物への再エネや蓄電池等の導入促進）
5	15 陸の豊かさ も守ろう	生物多様性の維持・尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物の生息域が市街地に変化 ・ 適正な捕獲計画のための生息数予測
6	6 安全な水とトイレを世界中に	安心・安全・美味しい水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道の維持管理、整備 ・ 個人井戸/共同井戸の水質維持・改善 ・ 水質検査の高度化
7	2 飢餓をゼロ	スマート農業、農業の経営効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地（農業従事者の減少、高齢化、後継者不足） ・ 持続性の高い農業生産方式

②フリー部門

本市の課題解決につながる提案

※提案者が、独自にテーマを設定する。ただし、本市の課題解決に資することを明らかにすること。

なお、この部門での課題は、課題設定部門に掲げた課題に限定しない。

これ以降「①課題設定部門」及び「②フリー部門」を通常枠という。

③ VR 部門

コア技術等を VR 技術とした特別枠（以下、「VR 特別枠」）を設置する。これは、令和 2 年度の企業版ふるさと納税を活用するもので、コア技術等の指定及び審査方法を除き、原則として他と同じ内容で実施する。なお、テーマは問わない。

(3) 応募資格

応募をすることができる者は、以下のとおりとする。ただし、大学、企業及び研究機関にあっては、責任者と構成員が明確にされている場合は、部署、研究室等の単位でも応募することができるものとする。

ア 中学校、義務教育学校（前期課程を除く。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

イ 企業（個人事業主を含む。）及び研究機関

なお、代表者、役員又は従業員若しくは構成員が、暴力団員又は暴力団関係者である場合及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている場合は、応募することができないものとする。また、これらが採択後に判明した場合は、直ちに採択を取り消し、支出した実証支援負担金（3 - (1) - アの「①」の規定に基づき市が負担する費用をいう。）の全額を市に返還させるものとする。

ウ 市のスタートアップの定義（※）に該当し、つくば市スタートアップ登録制度に登録している市内企業または創業や移転により令和 3 年度内に市内でスタートアップの事業を開始予定の者

※市スタートアップの定義：（全てに該当すること）

- ・ ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持ち、事業成長のための投資を行い、事業成長拡大に取り組んでいる。
- ・ これまでの世界を覆し、新たな世界への変革にチャレンジしている。
- ・ 事業分野がライフサイエンス、ロボット、エネルギー、ナノテクノロジー、物質、材料、情報サービス、環境及び宇宙分野のいずれかに該当する。

- ・ 設立から 10 年未満である。

エ 当該企画提案やそれに係るコア技術等の全部又は一部について、国の補助金等を受けている又は受けることが確定している場合は応募をすることができない。なお、応募時点で該当しない場合でも、申請中の場合は、または応募以降に申請をした場合は、必ず市に伝えるものとする。(3-(1)-アを参照のこと)

オ VR 特別枠は、3-(1)-アに該当するトライアルの支援対象経費が 100 万円以上のものとする。

(4) スタートアップ賞

2-(3)-ウの要件を満たす者からの提案で、特に優秀なものについて、スタートアップ賞を授与する。

(5) 応募方法

企画提案の応募方法は、以下のとおりとする。

ア 募集期間

令和 3 年 6 月 14 日～同年 7 月 16 日午後 5 時 15 分 (必着)

イ 応募方法

「令和 3 年度つくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業企画提案書 (様式第 1 号。以下「企画提案書」という。)」及び企画提案サマリー (様式 1 号-2) を作成の上、専用サイトの応募フォームから応募するものとし、同フォームの記入と企画提案書 (Microsoft PowerPoint データもしくは PDF データに限る。) 及び企画提案書サマリー (Microsoft Excel データに限る。) の提出をもって受付とする。

なお、各様式は、市のホームページからダウンロードして入手するものとする。また、応募に要する費用は、全て企画提案を行う者 (以下「提案者」という。) の負担とする。

※企画提案書は 20 ページ以内にする。

(6) 採択件数

6 件以内

内訳 通常枠：5 件以内・VR 特別枠：1 件 (うち 1 件がスタートアップ賞)

3 トライアルについて

(1) 支援の内容

市は、企画提案の中から優れていると認めたものを採択し、支援するものとする。なお、当該採択を受けた者（以下「採択者」という。）に対する支援は、以下のとおりとする。

また、スタートアップ賞を授与された者（以下「スタートアップ受賞者」という。）は、つくば市スタートアップ推進室がコーディネートを行う。

ア ① トライアルの実施に必要となる以下に掲げる経費の支援。ただし、1件につき総額100万円を上限とする。なお、採択後に、国の補助金等を受けることが確定した場合、本経費の支援は対象外となる。

対象経費	説明
安全対策費	損害保険料及び警備員の人件費等
施設等使用料	トライアル施設等の賃借料及び光熱水費等
モニター謝礼	モニターに対する謝礼
試作品改良費	試作品の改良費
賃借料	トライアルに使用する機材等の賃借料
機器設置費	トライアルを実施する場所までの試作品、その他実証に使用する機材の設置費（運搬費含む。）
消耗品費	トライアルに必要な消耗品費
その他	トライアルの内容に応じて市長が必要と認める経費

② 以下の経費は、支援の対象外とする。

- ・ 旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
- ・ 健康診断等の医療費等の補助
- ・ 住宅・土地等の取得費補助
- ・ インターンシップや研修などの受け入れに関する経費
- ・ 金券・クーポン券等の発行費
- ・ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している経費
- ・ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

- ・その他これらに類するもの
- イ トライアルのメンタリングを行う専門家メンターを配置する。なお、これに係る費用は、市が負担する。また、メンタリングは、実験実施前（計画段階）・実験中・実験実施後（報告）の合計3回を予定している。なお、メンターは、採択後に決定するものとする。
- ウ 施設等の確保、モニターのあっせん等（市内の公園、学校、公道などの公共施設の提供、国定公園、河川、農地等の調整、モニター募集、地元調整等）
- エ 国等に対する規制・制度改革の提案（国際戦略総合特区の活用、国家戦略特区の提案を想定）
- オ 大学・研究機関等への技術相談のあっせん（つくばグローバル・イノベーション推進機構のつくばテクニカル・コンシェルジュ事業と連携を想定）
- カ 市のイベント等におけるPRの場の提供
- キ その他市長が必要と認めるもの

（２）トライアルの対象外

トライアルの実施（準備を含む。）が令和4年3月15日までに終了しないもの、トライアルの場所に本市内を含まないもの、大掛かりな設備やハード整備を要するもの、法律の改正や規制緩和が必要となるもの、国の補助金等を受けている又は受けることが確定しているもの、当初から本事業のスキームでは対応が困難であることが想定されるトライアルについては本事業の対象外とする。

【参考】トライアルの例

参考として、以下にこれまで実施したトライアルを掲載したHPのURLを記載する。

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/torikumi/kagaku/1005023/1012294.html>

※トライアルの実施対象施設は、市内の公園や学校、

公道などの公共施設及び商業施設、市役所などが想定される。

※トライアルに必要なモニターは、市が募集に協力することが想定される。

※実証実験の内容、新型コロナウイルスの影響等によって、施設所有者の了解が得られない、希望する日・時期に実施できない場合は計画の変更を求める場合がある。

4 企画提案の選考

「つくばSociety 5.0 社会実装トライアル支援事業審査委員会」において、以下の方法により一次審査及び最終審査を行うものとする。

なお、応募者が1者のみであった場合にも、一次審査及び最終審査を行うものとする。

る。

また、最終審査は、原則公開とする。

【一次審査】

一次審査は、以下に掲げる各審査項目の評価ポイントに基づき、審査委員が提案者の応募書類を採点して行うものとする。

審査委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、全委員の平均点を算出し、審査委員会の議論を経て、通常枠は1位から10位、VR特別枠は1位から3位までを目安に企画提案を最終審査に回付するものとする。

なお、通常枠の審査においては、2 企画提案の公募内容（1）企画提案部門で、「①課題設定部門」を選択した案件を優先する観点から傾斜配点を行う。具体的には、審査項目の「viii）地域課題解決効果」について、「①課題設定部門」を選択した提案は15点満点（合計100点満点）、「②フリー部門」を選択した提案は10点満点（合計95点満点）で採点を行うこととする。VR特別枠については、傾斜配点を行わず、「viii）地域課題解決効果」を15点満点（合計100点満点）で採点する。

【審査項目】

i) 新規性・先駆性（15点）

評価ポイント：新規性及び先駆性があるか。ただし、国や他の機関の補助制度等の採択を受け、又は公の場で発表しているなどの事由は新規性及び先駆性を審査する上で考慮しないものとする。

ii) 効果・インパクト（15点）

評価ポイント：市内への効果、インパクトに加えて、国の成長や世界的課題の解決など、社会的、経済的に大きなインパクトが期待できるか。

iii) トライアルの実現可能性（10点）

評価ポイント：トライアルの内容が具体的かつ実現可能であるか。

iv) Society5.0 発展性（15点）

評価ポイント：想像する未来社会のビジョンを持ち、コア技術等がその実現に向けてどのように貢献するものなのかを論理的かつ具体的に説明できているか。

v) 安全性 (10 点)

評価ポイント：想定されるリスクに対して十分な安全対策が講じられているか。

vi) 社会実装可能性 (10 点)

評価ポイント：トライアルの検証内容が明確かつトライアルの実施主体がコア技術等を（研究アイデア段階のものは将来的に）社会実装する意欲があるか。

vii) 支援有効性 (10 点)

評価ポイント：本制度による支援がコア技術等の実用化に大きな効力を与えるか。

viii) 地域課題解決効果 (①課題設定部門 15 点、・②フリー部門 10 点・
③VR 部門 15 点)

評価ポイント：提案者が本市の地域課題を的確にとらえており、さらに提案内容がその解決に貢献することが期待されるものであるか。

【最終審査】

最終審査は、提案者の応募書類及びプレゼンテーションを踏まえて、全ての企画提案について、以下、共通審査項目に掲げる各審査項目を踏まえ、全委員は、それぞれ上位3提案を選考する（各1ポイント）する。また、VR特別枠の企画提案は、上位1提案を選考する（1ポイント）。

さらに、スタートアップ賞対象の企画提案については、通常枠並びに、VR特別枠上位1提案とし、スタートアップ推進室からのコメント及び、以下のスタートアップ賞選考のための審査項目に掲げる各審査項目を踏まえ、全委員は、それぞれ1提案を選考する（1ポイント）。事務局は、各審査項目において、全委員の合計ポイントを算出し、順位表を作成する。

審査委員会は、各順位表等を参考として議論を実施し、最終順位案について、通常枠5件並びにVR特別枠1件の提案（うち1件スタートアップ賞）を市長に報告するものとする。

【審査項目】

- (1) 共通審査項目（全ての企画提案が対象）
 - i) 新規性・先駆性

評価ポイント：新規性及び先駆性があるか。ただし、国や他の機関の補助制度等の採択を受け、又は公の場で発表しているなどの事由は新規性及び先駆性を審査する上で考慮しないものとする。

ii) 効果・インパクト

評価ポイント：市内への効果、インパクトに加えて、国の成長や世界的課題の解決など、社会的、経済的に大きなインパクトが期待できるか。

iii) トライアルの実現可能性

評価ポイント：トライアルの内容が具体的かつ実現可能であるか。

iv) Society5.0 発展性

評価ポイント：想像する未来社会のビジョンを持ち、コア技術等がその実現に向けてどのように貢献するものなのかを論理的かつ具体的に説明できているか。

v) 安全性

評価ポイント：想定されるリスクに対して十分な安全対策が講じられているか。

vi) 社会実装可能性

評価ポイント：トライアルの検証内容が明確かつトライアルの実施主体がコア技術等を（研究アイデア段階のものは将来的に）社会実装する意欲があるか。

vii) 支援有効性

評価ポイント：本制度による支援がコア技術等の実用化に大きな効力を与えるか。

viii) 地域課題解決効果

評価ポイント：提案者が本市の地域課題を的確にとらえており、さらに提案内容がその解決に貢献することが期待されるものであるか。

(2) スタートアップ賞選考のための審査項目

i) 新規性・短期成長性

評価ポイント：新しいビジネスモデルにより、自社の事業を急成長させていくことが見込まれるか。

ii) 技術優位性

評価ポイント：コア技術等に競争優位性や高い独自性があるか。

5 採択・不採択の決定

市長は、最終審査結果の報告等を参考に採択をするものとする。

市長は、選考の結果を、提案者に対し、書面で通知するものとする。

なお、審査の内容及び選考の理由に関する質問、不服申立ては受け付けられないものとする。

6 トライアルの実施

① トライアルの内容の調整等

採択者は、トライアルの実施に当たって、事前に、法律等の専門家等からトライアルの実施に対する法律面、安全面、倫理面等について意見聴取を行った上で、市、トライアル施設等の管理者、モニターその他の当該トライアルの関係者間において、トライアルの計画を調整するものとする。なお、採択者は、遵守すべき法律・倫理指針等を遵守することとし、本市が遵守状況を調査することや倫理審査等の実施を依頼する場合は、必ず応じること。

なお、本市が、法律面、安全面、倫理面等における妥当性が確認されない、もしくは新型コロナウイルス等の感染状況を踏まえた公衆衛生上の問題、緊急事態宣言等の社会的制約を受けると判断した場合、又はその他災害等が発生した場合は、トライアルの実施を見送ることがある。

調整の結果、トライアルを行う見通しが立ったときは、市と採択者との間で協定を締結する。協定書には、本協定締結前に市の承認を得た、概要説明書（様式第2号）、実施計画書（様式第3号）、収支予算書（様式第4号）、誓約書（様式第5号）を添付するものとする。

なお、審査委員会や法律等の専門家等、住民等、トライアル施設等の管理者、モニター、その他の当該トライアルの関係者の意見に基づき、トライアルの実施方法等について条件を付す場合があるものとする。また、トライアルに起因する事故については、採択者がすべての責任を負い、誠意を持って対応するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

また、採択者は、トライアルの期間中に、専門家によるメンタリングを必ず受けるものとする。

②トライアルにあたっての留意事項

トライアルは、原則として公開するものとする（オンラインや撮影した動画での公開を含む）。ただし、公開することが個人情報の漏えい、特許出願を予定している発明の新規性の喪失その他の不利益につながる恐れがある場合は、この限りでない。

なお、採択者は、トライアルの実施前に、トライアル施設等の管理者及びモニターに対し、事前に、トライアルの内容、想定されるリスク、安全対策、事故が起きた場合の補償等について書面で説明し、同意書を徴しておくものとする。

市は、採択者に対し、トライアルの現場において必要な指示を行うものとする。なお、トライアルを行うことにより、他人に危害を及ぼし、若しくは損害を与える恐れがあると認める場合又はトライアル施設等の管理者若しくはモニターから要請があった場合は、当該トライアルを中止させることができるものとする。なお、中止により生じた損失は、採択者の負担とする。

ただし、新型コロナウイルス等の感染状況を踏まえた公衆衛生上の問題や緊急事態宣言等の社会的制約を受ける等の事情、その他災害・感染症等の発生等によりトライアルを中断せざるを得ない又は調整に時間を要する等の場合において、市と採択者は、翌年度の実施を含め検討するものとする。

③トライアルの終了

採択者は、計画したトライアルがすべて終了した場合は、終了した日から30日以内又は令和4年3月15日のいずれか早い日までにつくば Society 5.0 社会実装トライアル支援事業の実績報告を行うものとする。なお、報告書の様式は、採択後に締結する協定書の様式を使用し、併せて必要書類も提出するものとする。

7 成果報告

採択者は、市長が指定する方法でトライアルの成果等の報告を行うものとする。

8 フォローアップ

トライアル終了後は、市内での社会実装を検討している採択者に対し、市が以下の支援を行うものとする。

ア 当該コア技術等が市の行政サービスの効率化等に資すると見込まれる場合は、

コア技術等を活用した商品やサービスを購入し、実際の業務での試用を推進する。
 イ 市内の大学・研究機関、企業等への導入を促進する。このほか、社会実装のための各種支援施策を活用し、継続的に支援していくものとする。

9 スケジュール

本事業のスケジュールは、以下の表のとおりとする。

手順		時期（予定）
1	本事業の公表（市ホームページ等）	6月14日
2	企画提案の公募	6月14日～7月16日
3	企画提案の選考	
	1次審査（書類審査）	8月初旬
	最終審査（プレゼンテーション審査）	8月中旬～9月中旬
4	企画提案の採択	8月中旬～9月中旬
5	トライアルに係る調整、支援等	9月下旬～
6	トライアルの実施	協定締結後～3月15日
7	実績報告、経費精算報告	～3月15日
8	成果報告	3月15日以降

附 則

この要項は、令和3年6月14日から施行する。

企画提案の名称

〇〇〇〇（提案者名）

※本様式は、適宜、レイアウト、ページ数を変更してください。
※各ページの説明文（赤字の部分）は削除の上、作成してください。

1 想像する未来社会とコア技術等

- ・本トライアルでどのような技術・サービスを活用し、どのような未来社会の実現に貢献するか、記載してください。）
- ・市内への効果、インパクトに加えて、国の成長や世界的課題解決など、社会的、経済的にどれくらい大きな効果が期待できるか記載してください。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）にどのように貢献するのか記載してください。

2 新規性・先駆性

- ・トライアルを通じて将来的に社会実装が想定される製品・サービス等が、既存する類似のものと比較し、技術的・アイデア的にどのように新規性・先駆性があるか記載してください。

3 製品・サービス等の開発のロードマップ

- ・実用化までのロードマップを示し、提案時点の製品・サービス等の開発の進捗状況（研究レベル、試作段階（プロトタイプ）、製品化段階など）や開発上の課題等について記載してください。
※トライアルでは、ロードマップのどの時点を対象とするのかを明確にしてください。

4 つくば市で行いたいトライアルの詳細

- ・どのようなトライアルを行うのか、計画を記載してください。
- ・トライアルを実施したい場所、必要なモニター、実施期間・回数、実施体制（組織、スタッフ、役割分担）費用等を具体的に記載してください。

5 トライアルの成果目標と今後の展開

- ・トライアルの実施により、どのような成果を目標するのか、また、次のステップとして今後5年間の大まかな展開（資金調達、製品・サービス等の販路拡大・販売見込等）についてどのように考えているか。3 製品・サービス等の開発のロードマップとの整合を踏まえて記載してください。

6 想定されるリスクと安全対策

- ・トライアルの実施において、想定されるリスクと安全対策について具体的に記載ください。

7 想定するマーケット（任意）

- ・トライアルを通じて将来的に社会実装が想定される製品・サービス等が想定しているマーケット（市場規模、顧客層等）について、記載してください。

8 社会実装に向けて障壁となる規制（任意）

- ・トライアルの実施や社会実装に向けて障壁となっている法規制がある場合、対象となる法律をどう緩和したいのか、明確に記載してください。

9 地域課題解決の効果

テーマ	“Society5.0 × SDGs” 環境・脱炭素テクノロジーで持続可能な社会へ ※「フリー部門」の提案者は、独自に設定したテーマを記載してください。
課題	※「課題設定部門」での提案者は該当する課題名を実施要項2ページの課題から選択、「フリー部門」での提案者は、独自に設定した本市の課題を記載してください。

【地域課題解決の効果】

- ・「課題設定部門」での提案者は選定した課題を、「フリー部門」での提案者は、独自に設定したテーマ及び本市の課題を記載してください。また、提案内容がどのように課題解決につながるのか効果を記載してください。
- ・「VR部門」での提案者は、本項目は任意とします。

10 市に求める支援等

・モニターの募集、トライアルの場所の提供、住民等への周知など、市に求める支援等を具体的に記載してください。

様式第1号—2 (別紙参照)

様式第2号

令和3年度 つくば Society5.0 社会実装トライアル支援事業
概要説明書

名称			
代表者			
所在地	〒		
責任者 ※代表者以外でも 構いません。	職氏名 連絡先		
主担当者	職氏名 連絡先		
チーム名簿	職氏名	役割	備考

備考：定款、規約、会則等（個人事業主の場合は、開業届）の応募資格及び主たる活動目的を証明する書類を添付してください。

令和3年度 つくば Society5.0 社会実装トライアル支援事業

実施計画書

1. トライアル計画

①名称	
②トライアルの実施内容	
③実施施設等 (種類、時、物、人、環境等)	1. 実施施設等 2. 機器の設置 3. 電気、水道、ガス等の使用
④モニター	
1. 人数	
2. 条件	
⑤トライアルの期間・回数	年 月 日～ 年 月 日
⑥倫理審査の必要性	有 ・ 無 理由 ()

2. 安全対策

①リスクアセスメント	
②安全対策	

様式第4号

令和3年度 つくば Society5.0 社会実装トライアル支援事業
収支予算書

(単位：円)

項目	支出金額	積算根拠	負担金充当額
合計			

備考

1. 上記の表には、トライアルに係る費用の全額を記載してください。
2. 項目欄には、トライアルに係る以下の経費を記載してください。その他の費用については、ある程度内容が分かるように項目立てをして記載してください。

対象経費	説明
安全対策費	損害保険料及び警備員の人件費等
施設等使用料	トライアル施設等の賃借料及び光熱水費等
モニター謝礼	モニターに対する謝礼
試作品改良費	試作品の改良費
機器借用費	試作品の改良やトライアルに使用する機材の借用費
機器設置費	トライアルを実施する場所までの試作品、その他実証に使用する機材の設置費（運搬費含む。）
消耗品費	トライアルに必要な消耗品費
その他	トライアルの内容に応じて市長が必要と認める経費

3. 市の負担金（総額100万円を上限）を使用しない項目も記載してください。
4. VR特別枠の採択者は、市からの負担金充当額を必ず100万円としてください。
5. 行が足りない場合は、適宜追加してください。

令和3年度 つくばSociety5.0社会実装トライアル支援事業

誓約書

つくば市長 宛

代表者、役員又は従業員若しくは構成員について、つくば市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、令和3年度つくばSociety5.0社会実装トライアル支援事業実施要項の規定により支払われた実証支援負担金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員若しくは暴力団員又は暴力団関係者であるか否かの確認のため、茨城県警へ照会がなされることに同意いたします。なお、「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

さらに、国の補助金等を受けていない又は受けることが確定していないことを誓います。なお、今後、これらの該当が明らかになった場合は、直ちに市に申し出ることを誓います。

令和 年 月 日

所在地
名称
代表者

⑩